

(資料 1)

スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議の設置について（案）

令和 7 年 9 月 25 日
関係府省庁申し合わせ
(令和 6 年 9 月 18 日改定)
(令和 7 年 1 月 23 日改定)
(令和 7 年 9 月 25 日改定)

第 1 趣旨

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、第 213 回国会において、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律が令和 6 年 6 月に成立・公布されたところ。本法律の施行（同年 10 月）を契機に関係府省庁連携の下、スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に進めるために「スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議」（以下「会議」という。）を設置する。

第 2 構成

- (1) 会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 会議に事務局長を置く。事務局長は農林水産技術会議事務局研究総務官をもって充てる。
- (3) 構成員は、必要に応じて追加することができる。
- (4) 会議において、必要があると認めるときは、構成員以外の省庁や関係団体、有識者等に出席を要請することができる。

第 3 事務局

会議の事務局は、関係府省庁の協力を得て、農林水産省大臣官房政策課技術政策室において処理する。

第 4 その他

- (1) 会議は、構成員の要請に応じて、適宜開催する。
- (2) 会議の運営に関し必要な事項については、会議において定める。
- (3) 会議は非公表とする。なお、会議の配付資料及び議事概要は、原則、構成員の了解を得た後、農林水産省のホームページに公表する。

(別紙)

スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議
構成員

内閣官房	地理空間情報活用推進室 参事官
	新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 参事官
内閣府	地方創生推進事務局 参事官
	知的財産戦略推進事務局 参事官
	科学技術・イノベーション推進事務局 参事官
	宇宙開発戦略推進事務局 参事官
総務省	情報流通行政局 地域通信振興課長
	総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課長
文部科学省	初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付
	高等教育局 専門教育課長
経済産業省	イノベーション・環境局総務課 イノベーション推進政策企画室長
	製造産業局 産業機械課長
	製造産業局 航空機武器産業課 次世代空モビリティ政策室長
国土交通省	航空局安全部 無人航空機安全課長
農林水産省	消費・安全局 植物防疫課長
	輸出・国際局 知的財産課長
	農産局 技術普及課長
	畜産局 企画課長、畜産振興課長
	経営局 経営政策課長、就農・女性課長
	農村振興局 整備部 設計課 計画調整室長
	農林水産技術会議事務局 研究調整課長、研究企画課長、 研究推進課長
	大臣官房政策課 技術政策室（事務局）
（事務局長）	農林水産技術会議事務局 研究総務官

(参考) スマート農業技術の活用に関する関係府省庁連絡会議の設置について (令和 7 年 9 月 25 日改正) 新旧対照表

改正後		改正前 (令和 7 年 1 月 23 日時点)
第 1 趣旨 農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、<u>第 213 回国会において、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律が令和 6 年 6 月に成立・公布されたところ</u>。本法律の施行 (<u>同年 10 月</u>) を契機に関係府省庁連携の下、スマート農業技術の活用に関する取組を一体的に進めるために「スマート農業技術の活用に関する関係府省庁連絡会議」(以下「会議」という。)を設置する。 第 2 構成 (1) 会議の構成員は、別紙のとおりとする。 (2) 会議に事務局長を置く。事務局長は農林水産技術会議事務局研究総務官をもって充てる。 (3) 構成員は、必要に応じて追加することができる。 (4) 会議において、必要があると認めるときは、構成員以外の省庁や関係団体、有識者等に出席を要請することができる。 第 3 事務局 会議の事務局は、関係府省庁の協力を得て、農林水産省大臣官房政	第 1 趣旨 農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、<u>政府は、第 213 回国会に農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律案を提出し 6 月 14 日に成立したところである</u>。本法律の施行を契機に関係府省庁連携の下、スマート農業技術の活用に関する取組を一体的に進めるために「スマート農業技術の活用に関する関係府省庁連絡会議」(以下「会議」という。)を設置する。 第 2 構成 (1) 会議の構成員は、別紙のとおりとする。 (2) 会議に事務局長を置く。事務局長は農林水産技術会議事務局研究総務官をもって充てる。 (3) 構成員は、必要に応じて追加することができる。 (4) 会議において、必要があると認めるときは、構成員以外の省庁や関係団体、有識者等に出席を要請することができる。 第 3 事務局 会議の事務局は、関係府省庁の協力を得て、農林水産省大臣官房政	

策課技術政策室において処理する。 第４ その他 (1) 会議は、構成員の要請に応じて、適宜開催する。 (2) 会議の運営に関し必要な事項については、会議において定める。 (3) 会議は非公表とする。なお、会議の配付資料及び議事概要は、原則、構成員の了解を得た後、農林水産省のホームページに公表する。	策課技術政策室において処理する。 第４ その他 (1) 会議は、構成員の要請に応じて、適宜開催する。 (2) 会議の運営に関し必要な事項については、会議において定める。 (3) 会議は非公表とする。なお、会議の配付資料及び議事概要は、原則、構成員の了解を得た後、農林水産省のホームページに公表する。
--	--

スマート農業技術の活用に関する関係府省庁連絡会議 構成員 (別紙)	スマート農業技術の活用に関する関係府省庁連絡会議 構成員 (別紙)
内閣官房 地理空間情報活用推進室 参事官	内閣官房 地理空間情報活用推進室 参事官
内閣府 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 <u>参事官</u> 地方創生推進事務局 参事官 知的財産戦略推進事務局 参事官 科学技術・イノベーション推進事務局 参事官 宇宙開発戦略推進事務局 参事官	内閣府 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 <u>審議官</u> 地方創生推進事務局 参事官 知的財産戦略推進事務局 参事官 科学技術・イノベーション推進事務局 参事官 宇宙開発戦略推進事務局 参事官
総務省 情報流通行政局 地域通信振興課長 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課長	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課長 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課長
文部科学省 初等中等教育局 参事官 (高等学校担当) 付 高等教育局 専門教育課長	文部科学省 初等中等教育局 参事官 (高等学校担当) 付 高等教育局 専門教育課長
経済産業省 イノベーション・環境局総務課 イノベーション推進政策企画室長	経済産業省 イノベーション・環境局総務課 イノベーション推進政策企画室長

製造産業局 産業機械課長		製造産業局 産業機械課長	
製造産業局 航空機武器産業課 次世代空モビリティ政策室長		製造産業局 航空機武器産業課 次世代空モビリティ政策室長	
国土交通省	航空局安全部 無人航空機安全課長	国土交通省	航空局安全部 無人航空機安全課長
農林水産省	消費・安全局 植物防疫課長 輸出・国際局 知的財産課長 農産局 技術普及課長 畜産局 企画課長、畜産振興課長 経営局 経営政策課長、就農・女性課長 農村振興局 整備部 設計課 計画調整室長 農林水産技術会議事務局 研究調整課長、研究企画課長、研究推進課長 大臣官房政策課 技術政策室（事務局） 農林水産技術会議事務局 研究総務官 (事務局長)	農林水産省	消費・安全局 植物防疫課長 輸出・国際局 知的財産課長 農産局 技術普及課長 畜産局 企画課長、畜産振興課長 経営局 経営政策課長、就農・女性課長 農村振興局 整備部 設計課 計画調整室長 農林水産技術会議事務局 研究調整課長、研究企画課長、研究推進課長 大臣官房政策課 技術政策室（事務局） 農林水産技術会議事務局 研究総務官 (事務局長)